

清水町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、住民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

2 募集施設

町内の民間施設等

3 要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 町と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること。

4 期間

国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間
（令和6年は4月24日～10月23日）

5 応募方法

別紙「清水町指定暑熱避難施設応募票」に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、Eメールのいずれかの方法で清水町健幸づくり課に提出する。

6 応募先・問合せ

所在地：〒411-0903 駿東郡清水町堂庭 63-1（まほろば館）
担当：清水町健幸づくり課
電話：055-971-5151
Eメール：kenko@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

7 応募期限

随時受け付ける。

8 その他

- ・応募票を受領後、内容の審査を行い、町が適当と認めた場合にクーリングシェルターに指定します。
- ・クーリングシェルターに指定した施設の情報は、町ホームページ等を通じて公表します。
- ・公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、町が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定できません。
- ・クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、町による財政的な支援はありません。